

## 東近江市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東近江市後期高齢者医療に関する条例（平成20年東近江市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 広域連合条例附則第7条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。